

2月2日(日)は投票日

大津町長選挙 大津町議会議員一般選挙

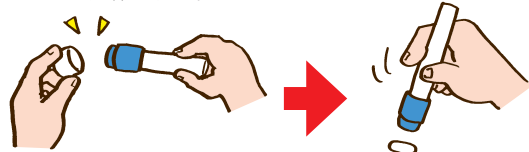
●問い合わせ 大津町選挙管理委員会（役場総務課内） ☎096(293)3111



投票方法

①大津町長選挙

- 候補者の氏名の上に○印のスタンプを押してください。



キャップをはずす

○印をつける

※期日前投票では、候補者の個人名を記載してください。

②大津町議会議員一般選挙

- 候補者の個人名を記載してください。

●投票時間 午前7時～午後7時

投票所 選挙前に届く入場券（ハガキ）でご確認ください。

投票区	投票所	行政区
1	内牧地区集会所	内牧
2	大津東小学校体育館	外牧、錦野、瀬田、大林
3	岩坂公民館	岩坂
4	森公民館	烏子川、吹田、森
5	大津南小学校体育館	上陣内、中陣内、下陣内、鍛冶、町、下町、中島、灰塚
6	町生涯学習センター（中央公民館）	立石、上鶴、上鶴南、中学通り、引水、引水東
7	役場1階多目的室	駅通・室東、室西の一部、新、後迫、緑ヶ丘、上大津、西嶽、水源町・西窪、松古閑・塘町、中央
8	室小学校体育館	楽善、日吉が丘、室北、室西、北出口、あけぼの
9	美咲野小学校体育館	美咲野1丁目～4丁目
10	高尾野公民館	高尾野、新小屋
11	大津北小学校体育館	下猿渡、御所原、多々良、馬場、宮本、仮宿、米山
12	野外活動等研修センター	古城、真木
13	矢護川コミュニティセンター	御願所、上中、下中、片保、護東
14	護川小学校体育館	上猿渡、小林、今村、杉下、杉上、上の原
15	人権啓発福祉センター	源場、つつじ台、桜丘
16	大津東区コミュニティセンター	大津東

入場券がなくても投票できます

選挙人名簿に登録されていれば、入場券が届かない、紛失したときでも投票できます。氏名・住所・生年月日などの宣誓で本人確認をします。運転免許証、マイナンバーカードなどをご提示いただくと、よりスムーズになります。

投票日に仕事や旅行などで投票に行けない人は、期日前投票・不在者投票ができます。

期日前投票所

●期間 1月29日(水)～2月1日(土)
午前8時30分～午後8時

●場所 役場1階多目的室

期日前投票・不在者投票ができる人

① 投票日に仕事や旅行、地域行事などで投票所に行けない人
⇒期日前投票ができます。

② 仕事などで選挙期間中に町外に滞在している人で、期日前投票にも行けない人
⇒滞在先の市区町村で不在者投票ができます。

③ 病院や施設に入院・入所中の入
⇒入院・入所先が指定病院(施設)の場合は、そちらで不在者投票ができます。

④ 障がいなどがあり、投票所に行けない人
⇒身体障害者手帳や戦傷病者手帳の交付を受けている人で一定の要件に該当する人、または介護保険の要介護者で要介護5の認定を受けている人は、あらかじめ「郵便等投票証明書」の交付を受けることで、郵便による不在者投票ができます。
また、投票日の4日前までに投票用紙の請求を行う必要がありますのでご注意ください。

※2～4は事前に手続きが必要ですので、期間に余裕を持ってお問い合わせください。

「医療費控除の明細書」の記載方法をご紹介します

●問い合わせ 役場税務課 住民税係 ☎096(293)3117

確定申告のときに問い合わせがよくある医療費控除の明細書の記載方法をご紹介します。医療費控除は、本人や生計を一つにする親族のために医療費を支払った場合に受けることができます。ただし、控除の適用を受けるためには、**所得税の確定申告や個人住民税の町県民税申告が必要です**。申告のときは、「医療費控除の明細書」の作成が必要となります。

様式のダウンロードはこちら▶



医療費控除の明細書の記載方法ははこちら

年分 医療費控除の明細書【内記書】

※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。

住所 大津町大津1233 氏名 大津 太郎

1 医療費通知に記載された事項

医療費通知(※)を添付する場合、右記の(1)～(3)を記入します。
※医療保険者等が発行する医療費の額を通知する書類で、次の6項目が記載されたものをいいます。
(例：健康保険組合等が発行) ①被保険者等の氏名、②療養を受けた病院・診療科、③療養を受けた医療費の額、④保険者等の名称、⑤療養を受けた期間、⑥療養を受けた日
医療費通知に記載された自己負担額の合計額を記入します。

(1) 医療費通知に記載された医療費の額

85,000 円

(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額

85,000 円

(3) (2)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額

円

2 医療費（上記1以外）の明細

(1)医療を受けた方の氏名 (2)病院・薬局などの支払先の名称 (3)医療費の区分 (4)支払った医療費の額 (5)(4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額

大津 太郎	大津病院	☒ 診療・治療 ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費	100,000 円	50,000 円
大津 太郎	大津薬局	☒ 診療・治療 ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費	10,000	
大津 花子	大津歯科	☒ 診療・治療 ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費	5,000	
		☐ 診療・治療 ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費		
		☐ 診療・治療 ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費		

「医療を受けた人」、「病院・薬局」ごとに医療費の合計額を記入します。

合計 ㊦115,000 ㊧ 50,000

医療費の合計

A (㊦+㊧) 200,000 円 B (㊧+㊩) 50,000 円

3 控除額の計算

支払った医療費	(合計) 200,000 円	A
保険金などで補てんされる金額	50,000	B
差引金額 (A-B)	150,000	C
所得金額の合計額	1,500,000	D
D×0.05 (赤字のときは0円)	75,000	E
Eと10万円のいずれか少ない方の金額	75,000	F
医療費控除額 (C-F)	75,000	G

それぞれの合計額を記入します。

医療費控除額の計算をします。G欄の計算金額が医療費控除額となります。所得金額については、源泉徴収票などで確認してください。

なお、損失申告の場合には、申告書第四表（損失申告用）の「4 繰越損失を差し引く計算」欄の90の金額を転記します。

申告書第一表の「所得から差し引かれる金額」の医療費控除欄に転記します。

領収証は捨てないで

●問い合わせ 役場健康保険課 国保・医療係 ☎096(293)3114

医療機関などを受診したときの領収証は、高額療養費の申請や確定申告のときに必要なことがあります。国保に加入している人が高額療養費に該当する場合は、受診の2カ月後に手紙でお知らせします。申請には領収証が必要です。 **なくさないよう保管をお願いします。**

※領収証を紛失した場合は、医療機関などで発行される支払証明書で代用できます。発行には手数料が必要な場合がありますので、詳しくは医療機関などにお問い合わせください。

7 広報おおづ 2025.1

広報おおづ 2025.1 6